



◆平成24年(2012年)4月15日発行  
◆座間市市民部広報広聴人権課編集  
〒252-8566  
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550  
URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>  
☎ : <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

市の人口 ●129,493人(+26人)  
市の世帯数 ●54,641世帯(+575世帯)  
平成24年3月1日現在( )は前年同月との増減

- 社会全体で支える介護保険制度(2面)
- みんなの健康(3面)
- 平成24年度当初予算(4・5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 大塚まつり情報(8面)



新緑のかにが沢公園にマーチングバンドの演奏も響きます

## 育てよう 未来へつなぐ 緑と心

### 第31回市緑化祭り

市緑化祭り実行委員会では、四月二十九日にかにが沢公園で「緑化祭り」を行います。  
今年「育てよう 未来へつなぐ 緑と心」をテーマに、各種催しの発表や自然観察会など緑に関するコーナーが設けられます。  
新緑の季節に、緑豊かなかにが沢公園で、さわやかな一日を過ごしてみたいかがでしょうか。

担当 市緑化祭り実行委員会事務局(公園緑政課内)  
☎046(252)7221  
☎046(255)3550

相武台前駅 至新宿  
小田急線  
至小田原  
市緑化祭り会場(かにが沢公園)  
来場者駐車場(座間中学校)  
来場者駐車場(臨時駐車場)  
県立座間谷戸山公園  
図書館  
ハーモニーホール座間・市役所  
サニープレイス座間

※駐車場の利用は午後2時30分までです。  
※駐車場の収容台数に限りがあるため、来場の際には公共交通機関をご利用ください。

○とき  
4月29日(日)  
午前9時30分～  
午後2時

○ところ  
かにが沢公園  
※来場には公共交通機関をご利用ください。

時間	メイン会場プログラム
9:30~10:00	オープニングセレモニー・植樹式
10:10~10:40	吹奏楽演奏
10:45~11:15	一輪車パレード、マーチングバンド演奏
11:15~11:35	祭ばやし
11:40~12:10	ひまわりキャンペーン
12:10~12:40	レクリエーションダンス
12:40~13:00	祭ばやし
13:00~13:30	鳴子おどり
13:45~14:00	フィナーレセレモニー

**催し物コーナー**  
自然観察会(受け付け 午前10時10分～)、緑の相談、菊販売、さつき展示、アレンジメント教室、手作り花器、バザー、模擬店・各種販売

**花とうるおいのある公園づくりに参加しませんか? (花とうるおいのある緑化事業)**

市では、管理する市民の憩いの場である公園や広場の花植えなどをさせていただきボランティアの市民団体、企業などの方を募集しています。春と秋の2回、花の植え付け、除草、水やりなどをしていただきます。共に地域に根ざしたうるおいのある公園をつくっていきましょう。詳しくは担当までお問い合わせください。

担当 公園緑政課 ☎046(252)7221 ☎046(255)3550

○対象団体 市内の各種市民団体、企業、学校など  
○対象地 市の保有する公園、子ども広場、多目的広場、緑地  
※花は市で用意します。

ボランティア団体の協力できれいに管理されているかにが沢公園の花壇

**希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中**  
※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (広報広聴人権課)  
○届かない場合 (株)かなしんサービス ☎0120(111)429 (無料)



# 社会全体で支える

## 介護保険制度

介護保険料が見直しに

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える制度です。運営は市が主体となり、市の公費と介護保険料で制度を支えています。市は、この介護保険料を三年に一度見直ししており、平成二十四年度はこの見直しの年に当たります。今後三年間、市で必要な介護サービスの費用をまかなえるよう、介護サービスの利用者や利用量の増加を考慮し、基準額を決定しました。

担当 介護保険課 ☎046(252)7719  
☎046(252)8238

### ◆平成二十四年度の介護保険料

市内在住の六十五歳以上の方（第一号被保険者）が納付する平成二十四年度からの保険料基準額は年額五万三千二百六十円となります。実際に納付する保険料は、この基準額を基に、それぞれの所得段階に応じて十二段階になります（左表参照）。  
なお、対象者が納付する保険料の年額は、六月にお送りする介護保険料決定通知書でお知らせします。

### 所得段階一覧

※10円未満切り捨て

段階	対象者	保険料(年額)
1	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額(円) ×0.48 25,560円
2	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額(円) ×0.50 26,630円
3	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額(円) ×0.70 37,280円
	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額(円) ×0.73 38,880円
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方(本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方)	基準額(円) ×0.88 46,870円
	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、上記に該当しない方	基準額(円) ×1.00 53,260円
5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、190万円未満の方	基準額(円) ×1.25 66,580円
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、190万円以上300万円未満の方	基準額(円) ×1.55 82,560円
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、300万円以上400万円未満の方	基準額(円) ×1.70 90,550円
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、400万円以上500万円未満の方	基準額(円) ×1.80 95,880円
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、500万円以上600万円未満の方	基準額(円) ×1.82 96,940円
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、600万円以上700万円未満の方	基準額(円) ×1.92 102,270円
11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、700万円以上800万円未満の方	基準額(円) ×1.95 103,870円
12	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、800万円以上の方	基準額(円) ×2.05 109,190円

### ◆介護保険料の納付方法

介護保険料の納付方法は、普通徴収と特別徴収の二通りがあります。普通徴収は、市からお送りする納付書または口座振替で、一年分を十回に分けて六月から納付します。対象は、年度の途中で六十五歳以上になった方、転入した方、年金を受給していない方、年金の間受給額が十八万円未満の方です。

特別徴収は、年金から差し引きで納付します。対象は、年金の間受給額が十八万円以上の方です。（特別徴収に該当する方は、左下の「仮徴収のお知らせ」をお読みください。）

### ◆介護保険料の減免制度

市では、介護保険料が第一段階（生活保護受給者

除く）から第三段階までの方のうち、生活が著しく困難と認められた方の介護保険料を減免する制度があります。減免の対象となる方は、平成二十三年中の収入が「生活保護基準以下」であることなど、いくつかの減免要件に該当することが必要です。本年度分については、六月二十九日（金）まで申請を受け付けます。

なお、減免の申請は七月以降も随時受け付けますが、その場合、減免の期間は当該申請があった日の属する月からとなります。

◆低所得者の方の食費・居住費の負担軽減  
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設を利用する場合（ショートステイを含む）の食費と居住費については自己負担となりますが、生活保護受給者などや世帯全員が市民税非課税の方は、市へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、食費と居住費の負担が軽減されます。

認定証の申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からになります。また、申請は毎年六月三十日までです。現在認定を受けている方で、七月以降も対象となる方には、六月中に更新のお知らせをお送りしますので、同封の申請書を提出してください。

◆特別徴収の方へ  
介護保険料は、所得段階別に設定されるため、平成二十四年度の保険料の金額は、昨年度の所得が決定する六月以降に算定します。このため、特別徴収の方は、二月に年金から差し引いた金額と同じ額を「仮徴収」として四、六、八月支給の年金から差し引きますのでご注意ください。

◆特別徴収の仮徴収と本徴収  
十月以降は、年額保険料より仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として十、十一月支給の年金から差し引きます（下表参照）。

特別徴収の仮徴収と本徴収

平成24年度				
4月	6月	8月	10月	12月
平成23年度2月と同額			年額保険料から仮徴収額を引いた金額	2月

## 支援しています！ 木造住宅の耐震診断や耐震改修工事

市では、地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などに掛かる費用の一部を次のとおり補助しています。今年度は、さらに耐震化を促進するため、昨年度まで補助額が最大70万円だったところを、市内施工業者の場合、さらに20万円を加算します。

対象は、昭和56年5月31日以前に在来工法で建築された階数が2階以下の木造住宅で、申請者が所有し居住している建築物とし、市が実施する「木造住宅無料耐震相談」を受けた方です（枠組壁工法・プレハブ工法の建築物は対象外です）。

- 1 耐震診断（現地調査）**
    - 対象 市が実施する無料耐震相談を受けた市民が所有し、居住する木造住宅
    - 補助額 掛かった診断費用の2分の1（上限5万円）
    - 補助件数 20件程度
  - 2 改修計画書作成費（設計）**
    - 対象 上記の耐震診断を受けた結果、総合評点が1.0未満の木造住宅
    - 補助額 掛かった作成費用の2分の1（上限5万円）
    - 補助件数 20件程度
  - 3 耐震改修工事および現場立会い**
    - 対象 上記改修計画書に基づき実施する耐震改修工事
    - 補助額
      - 基礎補助額：掛かった工事費用の2分の1（上限50万円）
      - 所得加算：世帯収入が214,000円/月以下の場合 上限20万円加算
      - 市内施工業者加算：市内業者が工事を行った場合 上限20万円加算
      - 現場立会い費用：掛かった立ち会い費用の2分の1（上限3万円）
    - 補助件数 10件程度
- ※上記補助制度はそれぞれ単独では利用できません。無料耐震相談を受けてから1から順に段階的にご利用ください。  
※この補助は、市木造住宅耐震診断技術者名簿に登録された耐震診断技術者が診断や工事の現場立ち会いを実施することが条件です。  
※市では、建物の耐震診断や改修などについて、電話や訪問などによる戸別の勧誘はしていません。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

## 介護報酬の改定に伴い一部の 介護サービスの利用者負担額を変更

平成24年4月から、介護保険が適用される介護サービスの一部について、国は介護報酬（介護サービスを提供した事業所・施設に支払われる報酬）1単位当たりの単価を見直しました（下表参照）。

このことにより、介護サービスの利用者負担額が変更になります。現在利用しているサービスの内容が、平成24年3月以前と変わりがなくても、負担額が増える場合がありますので、ご注意ください。

詳しいサービスの種類や利用者負担額などの確認は、担当、介護支援専門員（ケアマネジャー）、または介護サービスを提供する事業所や施設にお尋ねください。

### 介護報酬1単位当たりの単価見直し

4月以降	
介護サービスの種類 (介護予防サービスを含む)	介護報酬1単位 当たりの単価
訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/定期巡回・随時対応型訪問看護など(全6種類)	10.42円
訪問リハビリテーション/通所リハビリテーションなど(全5種類)	10.33円
通所介護など(全10種類)	10.27円

※国が指定する地域区分（座間市は5級地）の場合です。

担当 介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238



# みんなの健康

座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 (通話料無料)  
※携帯電話・PHS・IP電話からは  
☎03(3234)2026へ、聴覚障がい者は専用ファクス  
☎03(3230)1199へ(通話・通信料発信者負担)。  
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

## ポリオ投与

対象	とき(指定日厳守)	
	1日~15日生まれ	16日~末日生まれ
7月生まれ	4月18日(水)	
8月生まれ	4月19日(木)	4月20日(金)
9月生まれ	4月23日(月)	4月24日(火)
12月生まれ	4月25日(水)	4月26日(木)

▽受付時間=午後1時15分~2時15分(時間厳守)▽  
▽ところ=市民健康センター▽対象=3カ月~7歳6カ  
月未満(なるべく1歳6カ月までに)

## BCG接種

▽とき=①4月16日(月)②27日(金)午後1時15分  
~2時15分受け付け(時間厳守)▽ところ=市民健康  
センター▽対象=①②平成24年1月生まれ(対象者  
には個人通知します)と対象月に受けられなかった6カ  
月未満児

## 育児相談

とき	ところ	受付時間
4月20日(金)	市民健康センター	午前9時30分 ~10時30分
4月25日(水)	市公民館	

▽内容=身体測定と食事・発育状態・育児の相談▽持  
ち物=母子健康手帳▽申込方法=直接会場へ

## 赤ちゃん教室

▽とき=4月26日(木)午前10時~11時30分(受け付  
けは午前9時50分まで)▽ところ=市民健康センター  
▽内容=離乳食の作り方・すすめ方、子どもの発達や  
予防接種について▽対象=おおむね5カ月~6カ月児  
とその保護者(これから離乳食を始める赤ちゃん)▽  
定員=30人(申込順)▽持ち物=母子健康手帳、ティ

ー Spoonマ申込方法=電話予約

## 個別健康相談

▽とき=随時▽ところ=市役所2階健  
康づくり課▽内容=食事療法や健康全  
般についての栄養士・保健師による相  
談▽持ち物=健康手帳(お持ちでない  
方には当日発行)▽申込方法=電話予約



## 健康相談

▽とき=①4月23日(月)午後1時30分~2時30分②  
25日(水)午後9時30分~10時30分受け付け▽ところ  
=①市民健康センター②市公民館▽内容=身体測定、  
尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談、禁煙相談(対  
象は1カ月以内に禁煙を始めたい方。要予約)▽持ち  
物=健康手帳▽申込方法=直接会場へ

## 救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

### ◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分
歯科	☎046(252)8217	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時~11時45分、午後2時~4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午前9時~11時30分、午後1時30分~4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分

### ◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時~9時45分
外科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後6時~10時(診療時間)
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時~9時45分

### ◆深夜

診療科目	診療場所	診療時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後10時~翌日午前8時
小児科 (外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933でご確認ください。	午後10時~翌日午前7時 (重病の場合は午前8時)

※聴覚障がい者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263  
※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。  
※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。  
※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

## 電気自動車購入助成制度のご利用を

市では、走行中に二酸化炭素や窒素酸化物の排出の無い電気自動車を購入する市民の皆さんに、予算の範囲内で助成金を交付します。



助成対象要件や申請方法は次のとおりです。必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### ○助成対象

- (1) 住民票を移してから現在まで1年以上継続して市内に在住する方が購入した場合
- (2) 現在まで1年以上継続して市内に事務所か事業所を有する法人や個人事業者が購入した場合

※どちらも市税の滞納が無く、平成25年3月15日(金)までに購入手続きが完了できる方が条件です。

### ○助成対象車

- (1) 搭載されたりチウムイオン電池によって駆動する電動機を原動機とする自動車であって、神奈川県から当該自動車の購入の際に助成金を受けることができる車両
- (2) 購入する電気自動車の保管場所が市内にあること
- (3) 未登録の車両であること

### ○助成金額 1台につき10万円

※市内の事業所で生産されたりチウムイオン電池を搭載する電気自動車の場合は、20万円を加算(平成24年3月15日現在、対象車両は日産リーフのみ)。

### ○受付期間 4月23日(月)~平成25年2月22日(金)

※申込順で申請を受け付け、助成額の累計が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

### ○申請方法 購入日(自動車検査証の交付日)の7日前までに申請書に必要書類を添え、直接窓口か郵送で提出

※申請書類に不備がある場合は受け付けできません。  
※受付日が同じ場合、郵送よりも窓口への直接提出が優先されます。

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

## 太陽光発電設備(住宅用)設置費助成制度のご利用を

市では、環境に優しい自然再生エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電設備(住宅用)を設置しようとする方に、予算の範囲内でその費用の一部を助成します。

助成対象要件や申請方法、必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### ○助成対象 次の要件を満たす市内の自ら居住している住宅または居住する予定の住宅に新たに太陽光発電設備を設置する方

- (1) 市税の滞納が無い方
- (2) 電力会社との電力供給契約の締結を平成25年3月15日(金)までに完了できる方
- (3) 市から本制度による補助を受けていない方
- (4) 太陽光発電設備を設置する住宅を所有していない場合は、書面により所有者の承諾を得ている方
- (5) 共同住宅の場合は発電設備により発電した電気を自らの居住区画内でのみ使用する方

※太陽光発電設備を設置済みの方や工事中の方、太陽光発電設備付き住宅を購入済みの方は対象になりません。

### ○助成金額 予算の範囲内で、次に示す市と県の助成金額の合計額

- (1) 市の助成金額は、1万5,000円に太陽電池の最大出力を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)。5万2,000円を超えた場合は5万2,000円。
- (2) 県の助成金額は、1万5,000円に太陽電池の最大出力を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)。5万2,000円を超えた場合は5万2,000円。

### ○予定件数 140件程度

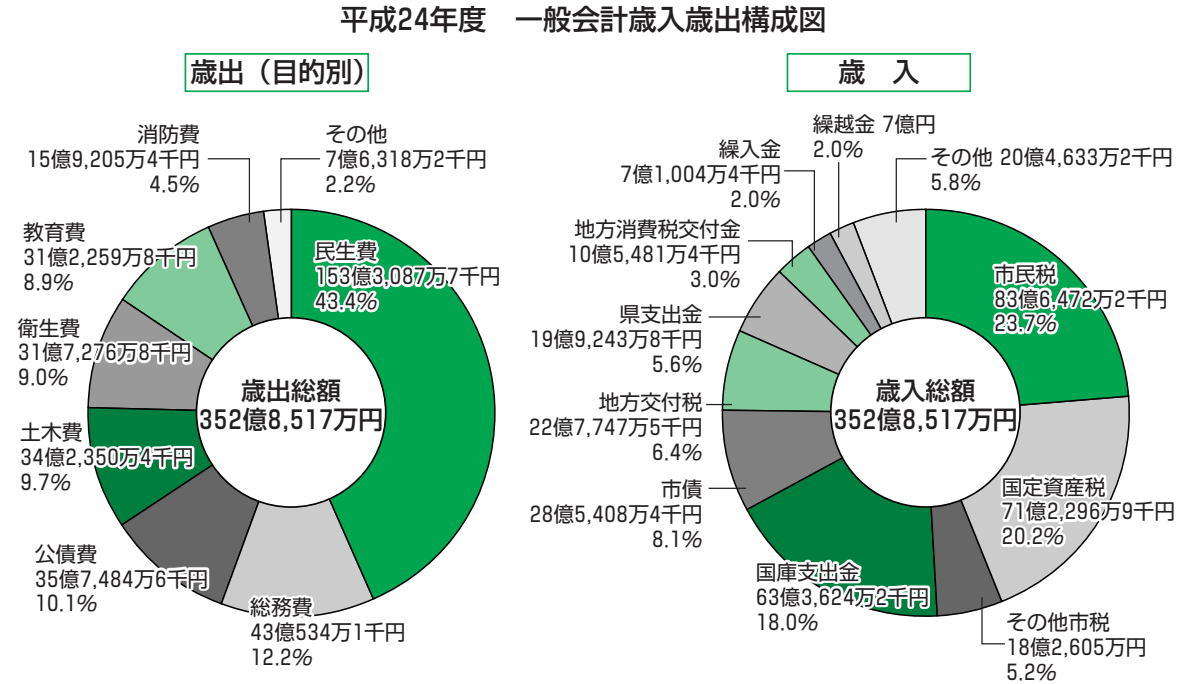
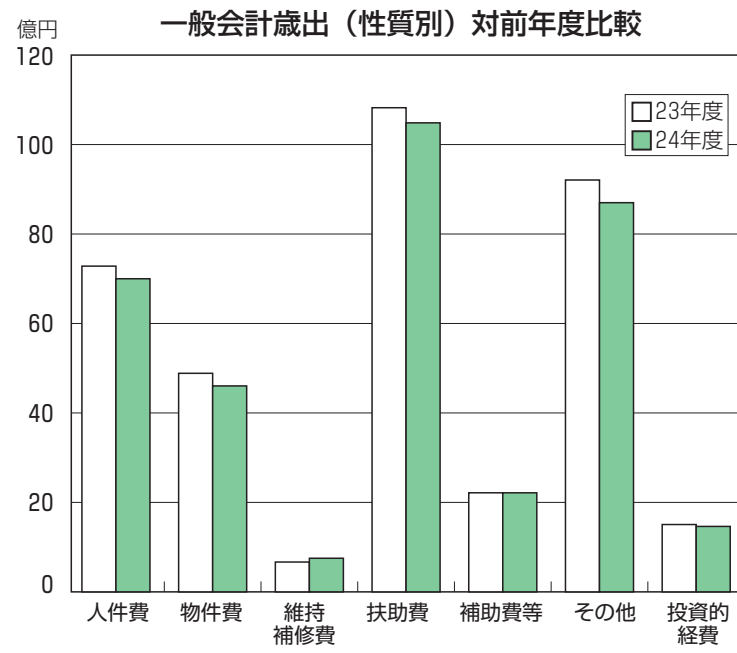
### ○受付期間 4月23日(月)~平成25年2月22日(金)

※申込順で申請を受け付け、助成額の累計が予算額に達した時点で受け付けを終了します。キャンセル待ちはありません。

### ○申請方法 太陽光発電設備設置の工事の着手または住宅の購入(引渡し)日の7日前までに申請書に必要書類を添え、直接窓口か郵送で提出

※申請書類に不備がある場合は受け付けできません。  
※受付日が同じ場合、郵送よりも窓口への直接提出が優先されます。

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743



# 平成24年度 当初予算

## 総額は639億6,773万6千円



### 9つの将来目標と主な施策

#### 1 笑顔あふれる 健やかなまち

- 成人歯科健診事業 296万円【財源内訳 市の負担額296万円】  
成人歯科健診に口腔がん検診を追加します。
- 休日昼間救急診療事業 2,090万円【財源内訳 基金からの繰入金150万円・市の負担額1,940万円】  
市内医療機関から救急病院へ搬送が必要な新生児のために、搬送用保育器を購入し、産科救急診療の充実を図ります。

#### 2 支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち

- 児童発達支援等事業 6,002万円【財源内訳 国の負担額3,001万円・県の負担額1,500万円・市の負担額1,501万円】  
施設に通う障がい児に対し地域支援を実施します。
- 保育所耐震事業 8,747万円【財源内訳 基金からの繰入金2,500万円・市の負担額6,247万円】  
保育所の耐震化の推進を図ります。

#### 3 共に考え 共に歩む 安心のまち

- 県央三市消防指令業務共同運用事業 3,215万円【財源内訳 市債1,850万円・市の負担額1,365万円】  
座間市、海老名市、綾瀬市の三市で消防指令業務共同運用を実施するための準備を進めます。
- 市民活動サポートセンター運営事業 889万円【財源内訳 市の負担額889万円】  
市民活動サポートセンターの充実を図ります。
- 地域防災計画修正事業 502万円【財源内訳 市の負担額502万円】  
県の地域防災計画との整合性を図りながら市の地域防災計画の修正を行います。



#### 4 のびやかに 豊かな心 はぐくむまち

- 小・中学校普通教室等空調整備事業 2,795万円【財源内訳 基金からの繰入金1,735万円・市の負担額1,060万円】  
東日本大震災の影響で延期をした小・中学校の空調機整備について、電力供給などを考慮した中で、小学校3校・中学校3校の基本設計・実施設計を行います。
- 小・中学校災害対策関係経費 192万円【財源内訳 市の負担額192万円】  
小・中学校の災害対策として、保存用カンパン、非常用電源装置などを整備します。



#### 5 暮らし快適 魅力あるまち

- 木造住宅耐震診断・耐震改修事業 1,167万円【財源内訳 国の負担額524万円・県の負担額260万円・市の負担額383万円】  
木造住宅耐震診断・耐震改修事業の補助額などを充実します。
- 住居表示整備事業 97万円【財源内訳 市の負担額97万円】  
相武台地区の住居表示実施に向け、準備を進めます。
- 相模が丘仲よし小道再生整備事業 8,832万円【財源内訳 国の負担額5,100万円・市の負担額3,732万円】  
市民と協働で進める地域コミュニティの核となるような緑道の整備を継続します。
- 市道13号線道路施設改修事業 2億1,535万円【財源内訳 国の負担額7,700万円・市債5,670万円・市の負担額8,165万円】  
市道13号線の整備などを行い、交通渋滞の緩和と通行の安全に努めます。



#### 6 きよらかな水 大切に守るまち

- 環境対策事業 4,265万円【財源内訳 県の負担額300万円・市の負担額3,965万円】  
水源涵養地森林整備事業、四ツ谷配水管理所太陽光発電設備設置事業を実施します。
- 災害対策事業 2億8,287万円【財源内訳 市債2億4,900万円・市の負担額3,387万円】  
第三水源の耐震化工事、羽根沢受水場発電設備設置工事を実施します。

#### 7 地球にやさしい 活力あるまち

- 環境基本計画策定事業 99万円【財源内訳 市の負担額99万円】  
市民・事業者・行政が三位一体となって取り組むための環境基本計画を策定します。
- 地域水田農業推進事業 408万円【財源内訳 市の負担額408万円】  
さがみ農業協同組合乾燥センターの乾燥機入替等工事に補助します。
- 中小企業事業資金利子補助事業 3,346万円【財源内訳 市の負担額3,346万円】  
経営改善貸付利子補助制度を導入します。

#### 8 未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営

- 計画推進のために必要な事業を継続して行っています。

#### 9 市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営

- 計画推進のために必要な事業を継続して行っています。

市の平成二十四年度当初予算が、三月の市議会定例会で可決されました。一般会計の予算額は、三百五十二億八千五百七十七万円。前年度当初予算額に対して、三・五パーセント、十二億六千九百四十四万二千円の減になりました。

子ども手当等支給事業費を除いた場合の予算額は、前年度に対して、二・〇パーセント、六億八千七百八十六万三千円の減になります。市税減収が見込まれます。市税全体では、前年度に対して〇・三パーセント、五千七百八十一万一千円増と若干上回る程度と見込んでいます。

また、地方交付税について

**歳入・歳出の見直しは**  
度当初予算額に対して二・六パーセント、十六億四千四百四十四万円の増になりました。

**歳入**  
歳入の根幹である市税収入のうち個人市民税については、微増に留まる見込みで、法人市民税の増収が見込まれるものの、固定資産税は地価の下落、評価替えに伴う家屋の減価などにより減収が見込まれます。市税全体では、前年度に対して〇・三パーセント、五千七百八十一万一千円増と若干上回る程度と見込んでいます。

**歳出**  
一方、歳出については、義務的経費のうち人件費と公債費は減となる見込みですが、子ども手当等を除いた扶助費の伸びが避けられない状況にあり、平成二十三年度以上に厳しい財政運営を強いられると予想されます。

**平成二十四年度の予算編成**  
平成二十四年度は、新たに策定した第四次座間市総合計画の二年目であり、目標とするまちの姿「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」の達成に向けて、引き続き「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」の実現を目指し、九つの将来目標（政策）を一つ一つ具現化するための予算編成に取り組まれました。同時に歳入における自主財源を基盤とした一般財源総額の増が見込めない状況の中で、扶助費の伸びなどに対応するため、さらなる経費削減や事業の見直しを行い、限られた財源の効率的、効果的な配分に努め、市民ニーズの多様化・高度化、社会情勢の変化に適切に対応し、質の高い継続的な行政サービスを推進していくための予算を編成しました。

また、現下の厳しい財政状況の中で、今後の事業執行に当たって財源不足などの危機的な状況を回避し、施策、事業を着実に推進していくため、平成二十四年二月二日に「座間市緊急財政対策本部」を設置しました。喫緊の課題として効率的な事業執行などによる歳出抑制対策、安定的な財源確保対策について、間断なく取り組み、持続可能な財政運営を継続していきます。

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率 (%)
一般会計	35,285,170	36,554,312	▲1,269,142	▲3.5
(子ども手当等を除く。)	(33,008,156)	(33,696,019)	(▲687,863)	(▲2.0)
特別会計				
国民健康保険事業	13,998,902	13,253,988	744,914	5.6
公共下水道事業	3,080,933	3,335,355	▲254,422	▲7.6
介護保険事業	6,108,106	5,415,558	692,548	12.8
後期高齢者医療保険事業	1,026,519	876,033	150,486	17.2
小計	24,214,460	22,880,934	1,333,526	5.8
水道事業会計	4,468,106	2,891,476	1,576,630	54.5
合計	63,967,736	62,326,722	1,641,014	2.6
(子ども手当等を除く。)	(61,690,722)	(59,468,429)	(2,222,293)	(3.7)

#### 市民一人当たりの年間支出

民生費	総務費	公債費	土木費
119,707円	33,617円	27,913円	26,732円
衛生費	教育費	消防費	その他
24,774円	24,382円	12,431円	5,959円

#### 用語解説

歳入	
市税	市民税や固定資産税などの市に納められた税金
国庫支出金	国から交付される補助金や負担金など
市債	公共施設の整備などをすするときに借りる市の借金
地方交付税	国税として納められた後、地方公共団体の財政需要により配分される税金
県支出金	県から交付される補助金や負担金など
地方消費税交付金	県に納められた地方消費税の2分の1に相当する額を、市町村の人口および従業員数で按分して、各市町村に交付されるお金
繰入金	積み立てられた資金などから引き出したお金
繰越金	前年度から繰り越したお金
その他	使用料・手数料など
歳出（性質別）	
人件費	市職員給与、市議会議員報酬などの経費
物件費	臨時職員賃金、業務委託料などの経費
維持補修費	公共用施設などの効用を保全するための経費
扶助費	生活保護、子ども手当等、医療扶助などに支出される経費
補助費等	負担金、補助金、交付金などの経費
その他	市の借金の元金と利子を支払うための公債費や一般会計と特別会計の間で、相互に支出される繰出金などの経費
投資的経費	道路の整備や公共施設建設のための経費

※歳出（目的別）の用語については、「市民一人当たりの年間支出」を参照してください。





## 大凧まつり情報(5月4日・5日開催)

～ざまりん凧を掲揚する小学生募集・  
シャトルバス変更のお知らせ～

市大凧まつり実行委員会では、今年も5月4日と5日に相模川グラウンドで大凧まつりを開催します。100畳敷きの大凧の製作も順調に進んでいます。また、市大凧保存会では、市のマスコットキャラクターの「ざまりん凧」(約1.8メートル四方)を製作中です。この凧を掲げてくれる小学生を募集します。

- と き 5月4日(金)、5日(土)(いずれか1日を選択)の午前10時から  
※掲揚時刻は天候、風向きにより変更することがあります。
- ところ 相模川グラウンド
- 参加資格 小学生(市外の小学校に在学でも可)  
※当日は汚れても良い服装でお越しください。
- 参加費 無料
- 定員 20人(申込順)
- 申込方法 4月27日(金)までに下記問い合わせ先に電話またはファクス
- 問い合わせ先 市観光協会 ☎046(205)6515 ☎046(205)6516

### 大凧会場へのシャトルバスが変わります

昨年まで市役所～会場間と座間駅前～会場間を結んでいたシャトルバスは廃止となります。なお、今回新たに相武台前駅前ロータリー～会場間を発着するシャトルバスを運行します。

- バス乗車の際は「大凧まつり開催協力金」への募金にご協力ください。
- 運行予定 午前9時から午後4時までの間、相武台前駅前ロータリー～大凧まつり会場間を15分～20分間隔で運行

担当 大凧まつり実行委員会事務局(商工観光課内)  
☎046(252)7604 ☎046(255)3550

## 平成24年度新たに施行される条例

今年度新たに制定される条例の一部を前号に引き続き紹介します。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

### ◆座間市環境基本条例(平成24年4月1日施行)

市民の皆さんが健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の保全と創造についての基本理念、市・市民・事業者の責務、総合的かつ計画的な環境行政の推進などを定めています。

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

### ◆座間市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(平成24年4月1日施行)

公有地の拡大の推進に関する法律による届け出にかかわる事務が権限移譲により県から市に移管されました。本条例では、都市計画施設の区域内に所在する土地などを有償で譲渡しようとする場合の届出義務にかかわる土地の規模を定めています。

担当 財産管理課 ☎046(252)8626 ☎046(255)3550

## 第31回公民館まつり展示作品募集

- 展示期間 5月25日(金)～27日(日)午前10時～午後4時(27日は午後3時まで)
- ところ 市公民館
- 応募資格 原則として座間、入谷、新田宿、四ツ谷、明王、立野台に在住・在勤の方
- 応募受付 5月12日(土)・13日(日)の午前10時～午後4時に同館2階歴史民族資料室で受け付け
- 作品搬入・搬出日時 ▽搬入=5月24日(木) ▽搬出=5月27日(日)午後4時～6月5日(火)午後5時(休館日を除く)
- 募集作品・規定 作品には、題名・住所・名前・年齢・電話番号を明記(雅号の場合は本名を必ず併記)  
※在勤者は事業所名も明記してください。

募集作品名	募集規定
俳句・俳画	近作雑詠 一人2句まで(俳句はA3までの短冊使用。俳画は色紙使用)
短歌	近作雑詠 一人1首まで(色紙使用)
川柳	自由題 一人2句まで(短冊使用)
絵画・版画	一人1点 日本画・洋画・版画形式(F10サイズ以内、額縁などはガラス不可・掛軸は丈1メートル以内)
彫塑・工芸	一人1点 展示可能な作品
書道	一人1点 形式などは自由 毛筆・硬筆(仮表装などの場合は丈1メートル以内)
写真	一人1点 白黒・カラー(パネル・額縁などサイズはキャビネ～四つ切・ワイド四つまで)
手工芸	一人1点 展示可能な作品

※公民館まつりでは、古本市を開催します。読み終わっていらなくなった古本がありましたら、まつり前日までに同館にお持ちください。

担当 市公民館 ☎046(255)3131 ☎046(252)2776

## 進めます！市民と共につくる協働のまち

～平成24年度 相互提案型協働事業が決定～

市では、よりよいまちづくりを進めるため、市民活動団体の皆さんと市が「協働」して地域課題の解決に取り組んでいく相互提案型協働事業を平成23年度から実施しています。今年度の相互提案型協働事業は、市民を中心とした審査会を経て、次のとおり決定しました。

今後、共に事業を進めていきますので、市民の皆さんも、市民団体と協働で実施している事業への参加やご協力をよろしくお願いいたします。

### 「市民活動団体提案型協働事業」

事業名	内容	協働団体名
回想法を利用した介護予防推進および、地域ボランティア育成事業(新規事業)	認知症予防に効果があると言われている「回想法」の講座を開催し、ボランティアを養成	回想法プランニング座間
座間市不登校・ひきこもり支援活動の推進事業(新規事業)	不登校・ひきこもりの居場所の時間延長やプログラムの充実、臨床心理士による相談設置など	不登校・ひきこもり居場所 あすなる
精神障がい者(当事者)の生きづらさの対処法事業「べてるの当事者研究」(新規事業)	コーディネーターを中心に当事者自身が抱える問題の対処法を考える講座の開催	ひらけ ごま
生ごみの堆肥化推進事業「生ごみ資源化で循環型社会へ」(継続事業)	堆肥化講座とそのアフターフォロー講座の開催や市助成の生ごみ処理機など購入者へのアンケート実施によるアフターフォローなど	座間生ごみ堆肥化グループ

### 「市提案型協働事業」

事業名	内容	協働団体名
ざま再発見写真コンテスト	ふるさと座間の「再発見」につながる風景や生活など、撮影者独自の視点でとらえた「ざま再発見写真コンテスト」とその作品展の開催	座間市写真連盟
相模が丘なかよし小道再生事業	現在、整備を進めている緑道の植物の育成保全と緑道公園の維持管理など	特定非営利活動法人 さくら百華の道
防災啓発研修会事業	市民、自治会役員、市職員を対象としたワークショップと体験型減災・災害対応訓練の実施	ざま災害ボランティアネットワーク

担当 市民協働課 ☎046(252)8035 ☎046(255)3550

## 連載

## 自治会トピックス

地域でただいま活躍中！安全・安心な地域づくり！

### 住みよいまちづくりを目指して(四ツ谷連自治会)

四ツ谷は隣りの新田宿と同様、座間でも歴史ある地区です。

当会は春秋の美化デー、盆踊り大会、どんど焼き、防犯パトロールのほか新田宿連自治会と合同でレク大会、コミセン事業への参加協力等の活動を行っています。特に防犯パトロールは安全・安心のまちづくりを目指し、地区内を2班に分け、警察、子ども会、交通安全・防犯指導員等の方々にご協力を頂きながら毎月一回定期的の実施中。近年、宅地開発や新築マンション等で転入者が増加していますので、こうした方々も積極的に自治会に加入して頂くことで地域交流が深まっていければと思います。今後とも役員一同、もっと気軽に自治会活動に参加して頂けるような自治会運営を頑張っていきたいと思います。



四ツ谷連自治会会長 高木和美

自治会は、市民の安全・安心と地域の発展のため、日ごろからさまざまな活動に取り組んでいます。この連載も、多くの自治会員の皆さんの活動に支えられています。自治会への加入などにつきましては、自治会総連合会事務局☎046(252)8751までお問い合わせください。

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550

## 消防協力者に感謝状を贈呈

市消防本部では、市民の方の、災害現場などでの功労に対し、感謝状を贈呈しています。去る3月7日に市役所で行われた贈呈式では、市長から次の方に対して感謝状が贈られました。



### 「初期消火協力者」

品川 いく子さん(相模が丘在住)

担当 消防総務課 ☎046(256)2212 ☎046(256)2215